

入札公示（設計等）

総合評価落札方式による設計等競争入札参加者を招請するので公示する。

1 掲載日 平成29年6月26日

2 掲載責任者 分任支出負担行為担当官
東北農政局 阿武隈土地改良調査管理事務所長 荘田 祐次

3 担当部局 〒960-0241 福島県福島市笹谷字稲場38 - 7
東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所 計画課 計画第1係 八巻 さつき
電話 024 - 555 - 3780

4 業務内容等

(1) 業務名 平成29年度国営施設応急対策事業
雄国山麓地区経済効果整理その他業務

(2) 業務内容
本業務は、国営施設応急対策事業計画の基礎とするため、土地所有状況調査、総費用総便益比の算定、同意省略要件の補足・修正を行うものである。

資料の整理	1式
土地所有状況調査	1式
総費用総便益比の算定	1式
同意省略要件の補足・修正	1式
点検取りまとめ	1式

(3) 履行期間 平成30年3月12日

(4) 入札・契約方式 簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式：実施方針重視型）
本業務は、簡易公募型競争入札方式に準じた方式により、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。

(5) 本業務は、業務説明書・技術提案書提出要請書の交付、参加表明書・技術提案書の提出・受領に係る確認及び入札について原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）で行う対象業務である。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は、紙入札方式に代えることができる。

(6) 本業務は参加表明時に参加表明書総括表を提出する試行対象業務である。

(7) 本業務は、低入札業務における品質確保対策の試行対象業務であり、特別仕様書に記載する品質確保対策の履行状況については、業務成績評定に厳格に反映するとともに、状況内容によっては、東北農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年9月1日付け15北総第528号（経）農林水産省東北農政局長通知。以下「指名停止等措置要領」という。）に基づき指名停止等の措置を講ずる。

5 資格要件、選定基準及び評価基準

(1) 入札参加者に要求される資格要件

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者がある理由がある場合に該当する。

予決令第71条の規定に該当しない者であること。

東北農政局における、平成29・30年度一般競争（指名競争）の測量・建設コンサルタント等のうちA等級で建設コンサルタントの競争参加資格の認定を受けている者であること。

会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は

民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 の認定を受けた後にこれらの手続開始が決定された者にあつては、東北農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争入札参加資格の再認定を受けている者であることを要する。

農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成19年12月7日付け19経第1314号農林水産省大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

東北農政局長から測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(2) 入札参加者を選定するための基準

(1) に示す入札参加者要求される資格要件に加え、業務説明書別添1に示す参加表明者選定基準に記載されている評価項目の何れかが選定しないと評価された場合は、入札参加者として選定しない。

企業の経験及び能力

当該業務部門における技術者の存在、業務実績又は実務経験、業務成績、納品後における重大な設計ミスの発覚等による瑕疵の有無並びに地域貢献活動への支援

技術職員の経験及び能力

予定管理技術者の資格、業務実績及び業務成績、継続教育に対する取り組み状況、過去の表彰の経歴、専任性

(3) 技術提案書の評価基準(技術点に関する基準)

予定管理技術者の技術力(資格要件及び業務執行技術力等)

予定管理技術者の資格、業務実績及び業務成績、継続教育に対する取組状況、表彰の経歴並びに手持ち業務の状況

業務への取組方針(実施方針に対する技術提案等)

業務内容の理解度、実施方針の的確性、実施手順の妥当性

6 業務説明書の交付期間、場所及び方法

業務説明書を電子入札方式により配布する。交付期間は、平成29年6月26日から平成29年7月6日までの行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く毎日。午前9時から午後5時までとする。なお、最終日は午後3時までとする。

ただし、書面による交付を希望する場合には、あらかじめその旨を以下の交付場所に申し出た者に対し、以下の期間、場所にて交付する。

(1) 交付期間 平成29年6月26日から平成29年7月6日まで(行政機関の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。なお、最終日は午後3時までとする。

(2) 交付場所 3に同じ。

(3) その他 CD-Rによる交付とするため、交付希望者は空CD-R(700MB 48倍速)を持参するものとする。
交付は無料とする。

7 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期間

(1) 提出方法

電子入札方式の場合

本業務に係る参加表明書の提出を希望する者は、業務説明書に示す参加表明書一式を電子入札方式により提出期間内に送付するものとする。

提出様式については、一括してPDFファイル形式によるものとし、ファイルの合計容量が3MBを超えないものとする。ただし、参加表明書総括表(様式1)はファイル形式「Microsoft Excel」によるものとする。

なお、添付資料等により合計容量を超過する場合は、様式1及び様式10のみを電子入札方式により提出し、その他の資料については紙により(2)の提出先に持参、郵送(書留郵便に限る。)民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「特定信書便」という。)のいずれかの方法で提出すること。電送又は電子メールによるものは、受け付けない。

紙入札方式の場合

本業務に係る参加表明書の提出を希望する者は、業務説明書に示す参加表明書の様式により提出期間内に(2)の提出先に持参、郵送(書留郵便に限る。)特定信書便のいずれかの方法で提出すること。電送又は電子メールによるものは、受け付けない。

- (2) 提出先 3 に同じ。
- (3) 提出期間 平成29年 6 月27日から平成29年 7 月 6 日まで（行政機関の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで。
ただし、最終日については午後 3 時までとする。
- (4) 選定結果の通知方法・時期
参加表明書の選定・非選定結果については、平成29年 7 月18日までに書面にて通知する。

8 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期間

- (1) 提出方法
電子入札方式の場合
本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、業務説明書に示す技術提案書一式を電子入札方式により提出期間内に送付するものとする。
提出様式については、一括して P D F ファイル形式によるものとし、ファイルの合計容量が 5 M B を超えないものとする。
なお、添付資料等により合計容量を超過する場合は、様式 1 のみを電子入札方式により提出し、その他の資料については紙により（ 2 ）の提出先に持参、郵送（書留郵便に限る。）特定信書便のいずれかの方法で提出すること。電送又は電子メールによるものは、受け付けない。
紙入札方式の場合
本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、業務説明書に示す技術提案書の様式により提出期間内に（ 2 ）の提出先に持参、郵送（書留郵便に限る。）特定信書便のいずれかの方法で提出すること。電送又は電子メールによるものは、受け付けない。
- (2) 提出先 3 に同じ。
- (3) 提出期間 平成29年 7 月19日から平成29年 8 月 7 日まで（行政機関の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで。
ただし、最終日については午後 2 時までとする。

- (4) 技術提案書のヒアリングの有無
行わない。

9 入札及び開札

- (1) 入札の日時
電子入札方式による入札
平成29年 8 月 3 日から平成29年 8 月 7 日まで（行政機関の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までに送信する。
ただし、最終日については午後 2 時までとする。
紙入札方式による入札
平成29年 8 月 3 日から平成29年 8 月 7 日まで（行政機関の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までに 3 に掲げる場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）する。ただし、最終日については午後 2 時までとする。
- (2) 開札の日時 平成29年 8 月23日 午後 2 時00分
- (3) 開札の場所 〒960 - 0241 福島県福島市笹谷字稲場38 - 7
東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所 会議室
- (4) 入札者が 2 者未満の場合の中止
参加表明書、技術提案書提出意思確認書の提出または入札（電子入札方式の場合は、入札書の送信期間の日時、若しくは紙入札方式の場合は、入札を行う日時のどちらか遅い日時）のいずれかの手続期間をもって、入札者が 2 者未満となることが明らかとなった場合、以降の手続を中止する。その場合、中止に関する公示及び応募者に対して通知を行う。
なお、その場合、公示内容等を検討して再度入札公示を行うことがある。

10 総合評価に関する事項

- (1) 落札者の決定方法
入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、(2)

に掲げる方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高いものを落札者とする。
ただし、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

その者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下、「予定価格」という。）の制限の範囲内であること。なお、入札価格は、設計図書に基づき算出するものとする。

入札に係る技術等が、公示（これに係る業務説明書を含む。以下同じ。）において明らかにした技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）のうち必須とされた項目の最低限の要求を全て満たしていること。

（2）総合評価の方法

評価値の算出方法

総合評価は、の当該入札者の入札価格から求められる価格点とにより得られた技術点の合計による評価値をもって行う。

$$\text{評価値} = \text{価格点} + \text{技術点}$$

価格点の算出方法

価格点の算出方法は以下のとおりとする。

なお、価格点の配分点は40点とする。

$$\text{価格点} = \text{価格点の配分点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

技術点の算出方法

技術資料の内容に応じ、ア、イの評価項目ごとに評価を行い、技術点を与える。

なお、技術点の最高評価点は40点とする。

ア 予定管理技術者の技術力（資格要件及び業務執行技術力等）

イ 業務への取組方針（実施方針に対する技術提案等）

技術点の算出方法は以下のとおりとする。

$$\text{技術点} = (\text{アに係る評価点}) + (\text{イに係る評価点})$$

11 その他

（1）手続における交渉の有無 無

（2）入札保証金 免除

（3）契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行福島支店）

ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行仙台支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 東北農政局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは履行保証保険契約の締結を行った場合又は業務完了保証人を付した場合は、契約保証金を免除する。

（4）入札の無効

本公示に示した入札参加者の資格要件を満たさない者の入札、参加表明書又は技術提案書に虚偽の記載をした者の入札並びに別冊「東北農政局競争契約入札心得」において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。

（5）契約書作成の要否 要

（6）手続において使用する言語、通貨及び単位

日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）による。

（7）関連情報を入手するための照会窓口

3に同じ。

（8）競争参加資格の認定

上記5の（1）の認定を受けていない者、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、上記7により参加表明書を提出することができるが、その者が入札参加者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、5の（1）の及びに掲げる資格要件の認定を受けていなければならない。

(9) 電子入札

電子入札方式による手続開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加側にやむを得ない事情が生じた場合には承諾を得て紙入札方式に変更することができる。

電子入札方式に障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

電子入札方式に係る運用については、「農林水産省電子入札運用基準標準例（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）」（東北農政局ホームページ：<http://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/densi.html>）によるものとする。

(10) その他

詳細は、業務説明書による。

【お知らせ】

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当省のホームページ（http://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf）を御覧ください。